

いろはとかえでの

けんぼ相談室

協会けんぽ広島支部マスコットキャラクター 健康 いろは & 健康 かえで

出産で

仕事を休んだときの生活保障

出産手当金編

Q1.

出産のために仕事を休み、その間の給与の 支払いを受けられませんでした。 健康保険からの給付はありますか?



申請により、出産手当金を受ける ことができます。(対象は被保険者 のみ)申請できる期間は、

「出産日(出産が予定より後になった場合は、出産予定日)以前42日(多胎の場合は98日)から、出産日の翌日以降56日」までの範囲内です。

• Q2.

出産手当金の申請をしたいのですが、何をしたらいいのでしょうか?

「出産手当金支給申請書」を記入して、協会けんぽに提出しましょう。

申請書は全部で3ページ。本人、会社、医師・助産師が記入します。出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。

9 Q3.

賃金台帳を添付したのに、事業主証明の不備で 申請書を返戻されたのはなぜですか?

出勤簿・賃金台帳等の添付書類については審査を 行いません。計算方法等は、事業主証明欄にご記入 をお願いします。

Q4.

出産手当金は、産前・産後分をまとめて申請しないといけませんか?

産前分、産後分など複数回に分けて申請することもできます。ただし、事業主の証明欄については、毎回証明が必要です。

なお、1回目の申請が出産後で、医師・助産師の証明 により出産日等が確認できる場合は、2回目以降の 医師・助産師の証明は省略できます。

Q5.

出産日は産前、産後のどちらの期間 に入りますか?

出産日は産前期間に入ります。

Q6.

出産予定日より遅れて出産した場合、出産手当金の支給期間はどうなりますか?

遅れた期間についても受給 対象となります。

支給期間は、

「出産予定日以前42日(多胎の場合は98日)+出産日から遅れた出産日までの日数+出産日の翌日以降56日」

Q7.

傷病手当金と出産手当金の両方が 受給できる場合はどうなりますか?

出産手当金が優先されます。

ただし、出産手当金の額が傷病手当金の額よりも少ない場合は、傷病手当金を申請することにより、出産手当金との差額を受給することができます。



出産手当金とは、被保険者(任意継続被保険者を除く)の方が出産のため 仕事を休み、その間の給与を受けられないときの生活保障です。

次の、①~③を満たすとき、支給されます。

- ① 被保険者が出産した(する)こと (被扶養者の出産は対象外です)
- ② 妊娠4カ月(85日)以上の出産であること (早産、死産[流産]、人工妊娠中絶を含む)
- 出産のため仕事を休み、給料を受けられないこと (給料を受けていても出産手当金の額より少ない 場合は、差額を受けることができます)

傷病手当金を受けられる場合

両方を受給できる期間は、出産手当金 のみ支給されます。

ただし、傷病手当金と出産手当金は、 その支給日額が異なる場合がありますの で、出産手当金の額が傷病手当金の額よ りも少ない場合には、傷病手当金を請求 することにより、出産手当金との差額が 支給されます。



支給額の 計算方法

支給総額

支給開始日の属する月以前の継続した12ヶ月間の 各月の標準報酬月額の平均額の30分の1

3分の2

X

支給 日数

X

支給開始日とは、 -番最初出 産手当 金が支給された日の ことです。



支給開始日の属する月以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、次の①②のいずれ か低い方の額を使用します。

- ① 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- ② 平成31年3月31日までは28万円、平成31年4月1日以降は30万円 (当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

支給期間

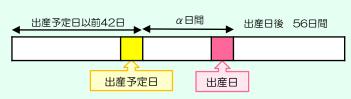
支給期間は、出産日(出産が予定より後になった場合は、出産予定日)以前42日(多胎の場 合は98日)から、出産日の翌日以降56日です。

産予定日出 産した場合 又は 産予定日より早出 産した場合◆



請求可能期間 = 42日(多胎妊娠98日) + 56日

★ 産予定日より遅れ記 産した場合◆



請求可能期間 = **42日**(多胎妊娠98日) + α 日 + **56日**

退職後の 継続給付

次の、①~③を満たす場合は、退職後も引き続き、出産手当金を受けることができます。

- 退職日までに、継続して1年以上被保険者であること(任意継続は除く)
- (2) 退職日に出勤していないこと
- 「出産日(出産が予定より後になった場合は、出産予定日)以前42日(多胎の場合は 98日)から、出産日の翌日以降56日」の期間中に退職していること

提出書類

出産手当金支給申請書 ※出勤簿・賃金台帳の添付は不要です。 ご確認ください!

添 付 類

支給開始日の属する月までの12ヵ月間に「勤務先が変更した場合/定年再雇用で保険証の番号が変更 🗳 した場合/退職後に任意継続被保険者になった場合(ただし協会けんぽに加入していた場合に限る)」 または「解散した健康保険組合に加入していた期間がある場合」

→ 以前の各事業所の名称、所在地および各事業所に使用されていた期間を記載した書類